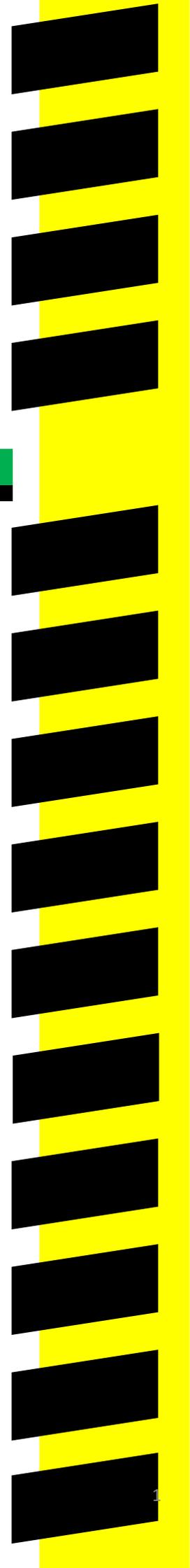


# 南関町議会 業務継続計画

## Business Continuity Plan

令和5年7月  
第1版

南関町議会



# 目次

1. 業務継続計画の必要性と目的
2. 災害時の議会、議員の行動方針
  - 2-1) 議会の役割
  - 2-2) 議員の役割
3. 災害時の町との関係
4. 想定する災害
  - (1)自然災害発生時
  - (2)感染症被害発生時
  - (3) 行政として、緊急対応体制時
  - (4)その他
5. 想定する災害に係る業務継続の進め方  
～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー
  - 5-1) 議会日程を決めた議会運営委員会～議会開催中
  - 5-2) 閉会中
6. 議会BCP会議の設置  
～通常議会及び全員協議会、委員会が開催できない場合
  - 6-1)議会BCP会議の判断
  - 6-2)安否確認
  - 6-3)議会BCP会議の開催設定
  - 6-3)議会BCP会議の運営
7. 業務継続体制の方法変更基準  
～場所等は問題ないが、運営内容を変更する場合  
※新型コロナウイルス等のリスクレベルに合わせて対応する場合  
ただし、感染症の類型変更により、リスクレベル等が変更になったら見直す
  - 7-1. 感染症等で県リスクレベル対応
    - 7-1-1) 議会 新型コロナウイルス感染症対応 (2023年1月時点)の場合
    - 7-1-2) 全員協議会 新型コロナウイルス感染症対応 (2023年1月時点)の場合
    - 7-1-3) 委員会 新型コロナウイルス感染症対応 (2023年1月時点)の場合

# 1. 業務継続計画の必要性と目的

東日本大震災や熊本地震を契機として、業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という）の策定が地方自治体や議会に広がりを見せている。

当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、町が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきた。

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた南関町議会BCP(業務継続計画)を策定するものである。

また新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大に伴い町民生活に大きな影響を及ぼすとともに議事・議決機関である町議会の活動を一定制限する事態となった。このことから、治療法や予防法が確立されていない感染症に対応するための組織体制や議員の行動基準などを定めるものである。

## 2. 災害時の議会、議員の行動方針

### 2-1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、町の意思を決定するとともに、執行機関の執行をチェックし、また、町の重要な政策形成において地域特性や多様な町民ニーズを反映する政策提言など重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えるために『議会BCP会議』を制定する。

加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

ただし、この災害復興対策については、『議会BCP』とは切り離して進めるものとする。

『議会災害対策会議(仮称)』なるものを立ち上げるか否かは、議長判断で別途に進めるものとする。

### 2-2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。

また、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した町民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割も求められる。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割が優先であり、基本である認識の中で、地域活動などに従事する役割も担うものである。

### 3. 災害時の町と議会の関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、町では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、町の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集し、住民の代表として俯瞰的な目線で評価及び政策提言を行うことが必要である。

そのため議会と町は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

このことから、議会においては、**通常の議会が開催できない懸念が生じた場合は、速やかに『議会BCP会議』を設置するかを決める。**

通常の議会形式での開催は可能だが、上記の状況環境変化により、**議会日程及び内容について変更が必要になった場合は、議長指示の下で『議会運営委員会』を開催し、決定する。**

また、町の災害対策本部と併行して、『議会災害対策会議(仮称)』を設置するかは、別途議長判断で進めるものとする。

## 4. 想定する災害

『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』で日程・内容変更を議論する対象となる災害は、次のとおりとする。

### (1) 自然災害発生時

- ・地震: 震度5強以上の地震
- ・風水害: 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

### (2) 感染症被害発生時

- ・新型コロナ等の感染症: 治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
- ・感染症の類型の変更に伴い、県のリスクレベルと対応内容が変わった場合は、BCPも変更する

### (3) 行政として、緊急対応体制時

- ・家畜などへの大規模感染症: 鳥インフルエンザなど

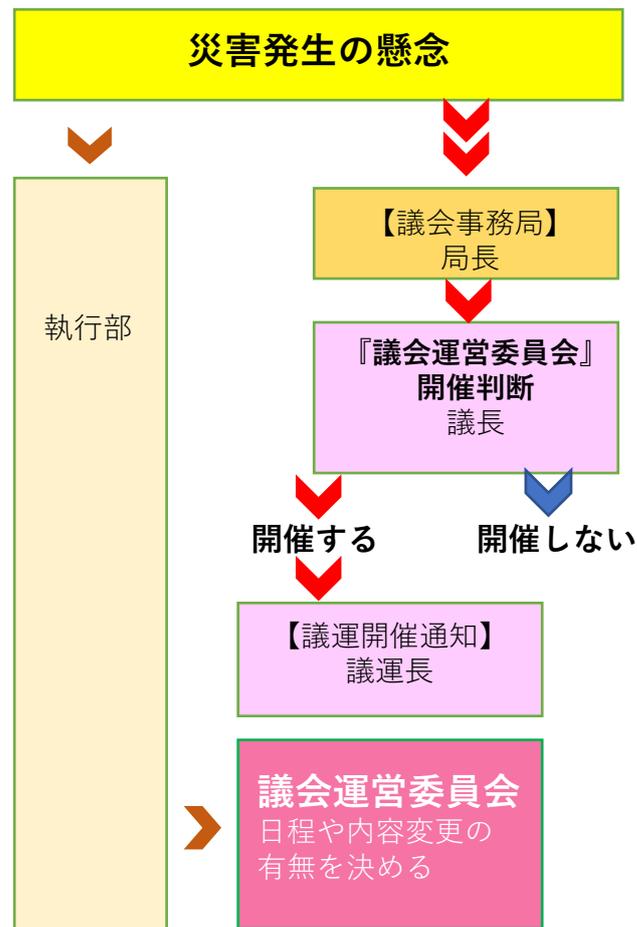
### (4) その他

- ・原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

## 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

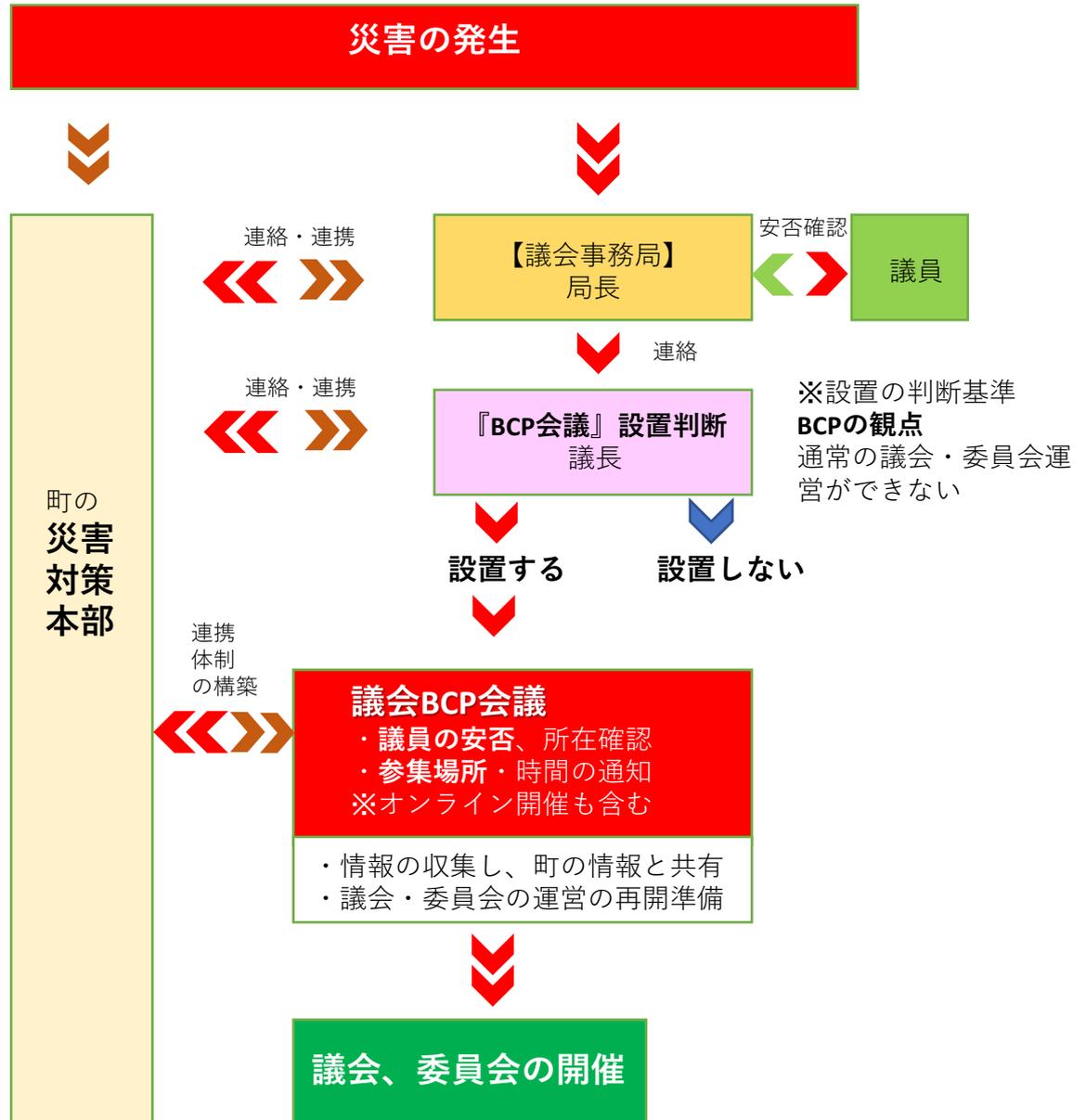
### 5-1) 議会日程を決めた議会運営委員会～議会開催中



# 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

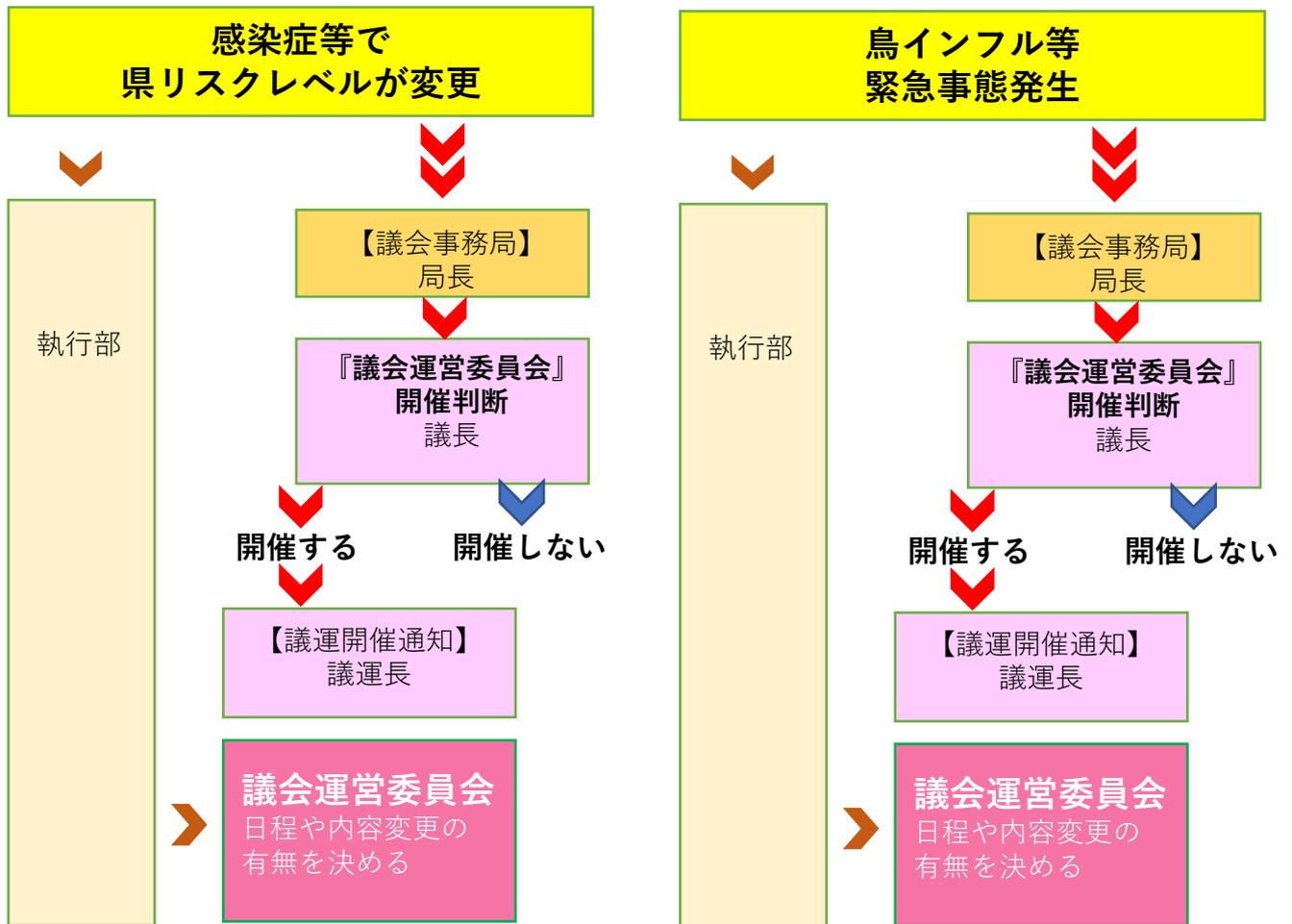
## 5-1) 議会日程を決めた議会運営委員会～議会開催中



## 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

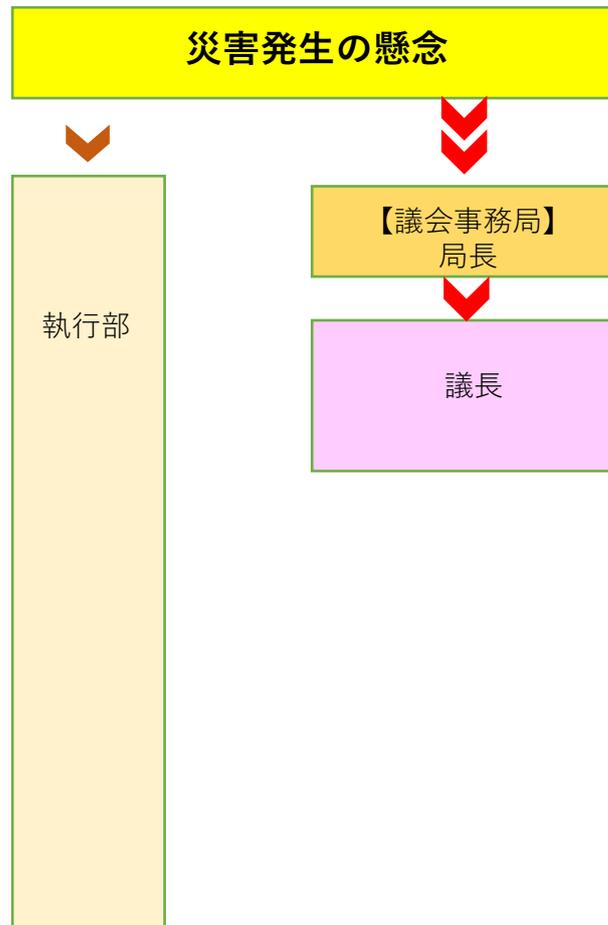
### 5-1) 議会日程を決めた議会運営委員会～議会開催中



## 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

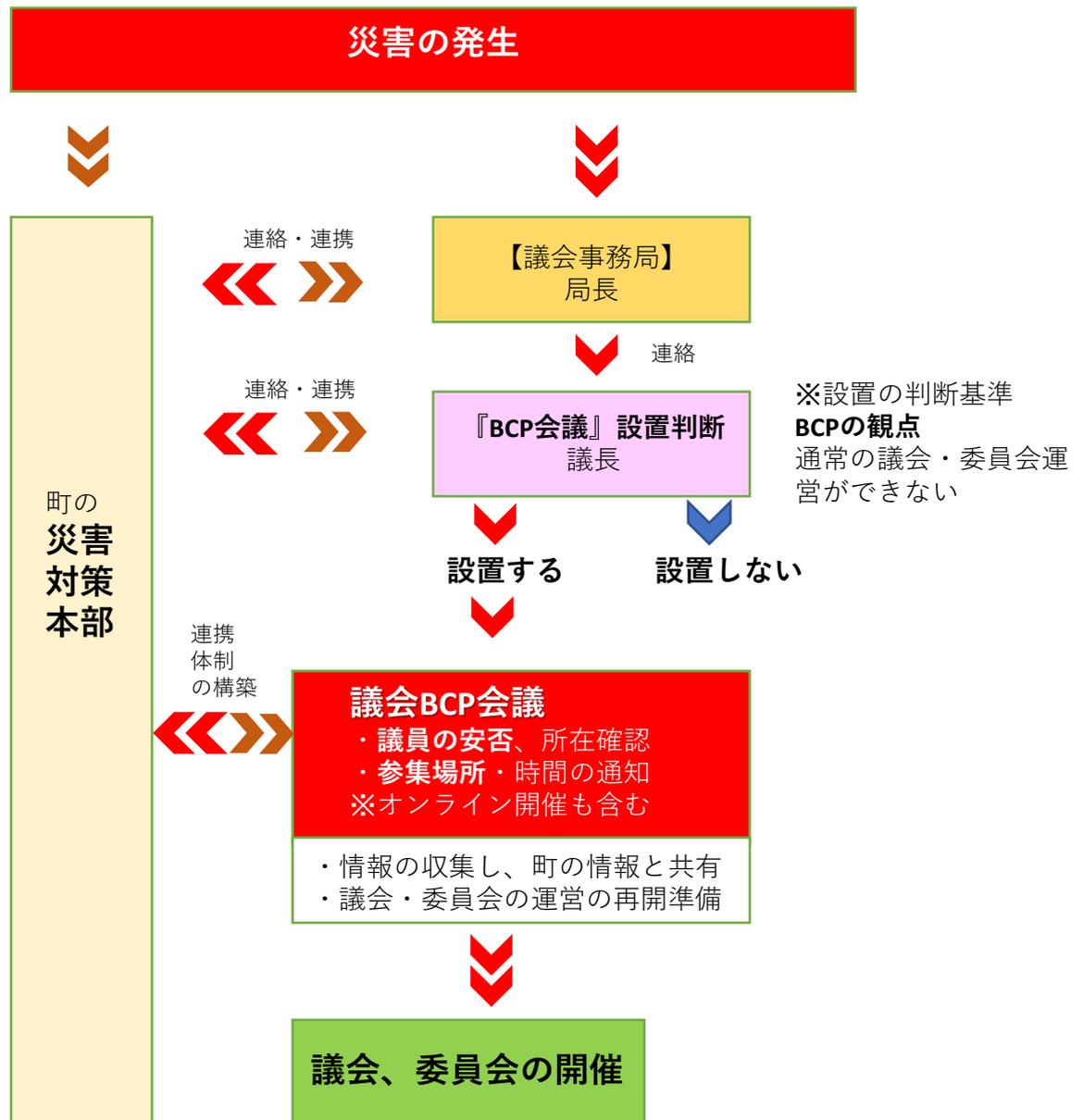
### 5-2) 閉会中



# 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

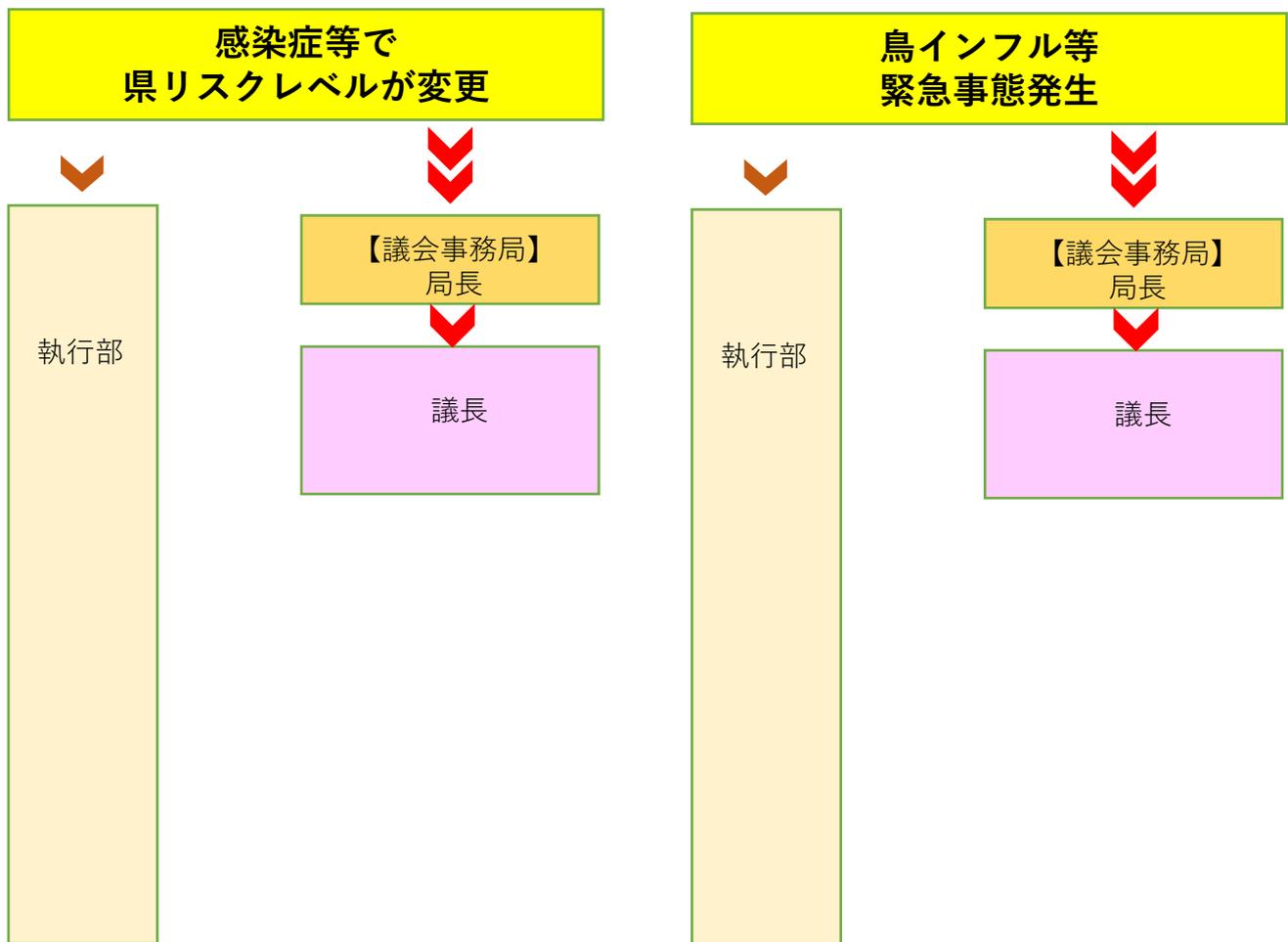
## 5-2) 閉会中



## 5. 想定する災害に係る業務継続の進め方

～『議会BCP会議』設置および『議会運営委員会』での変更フロー

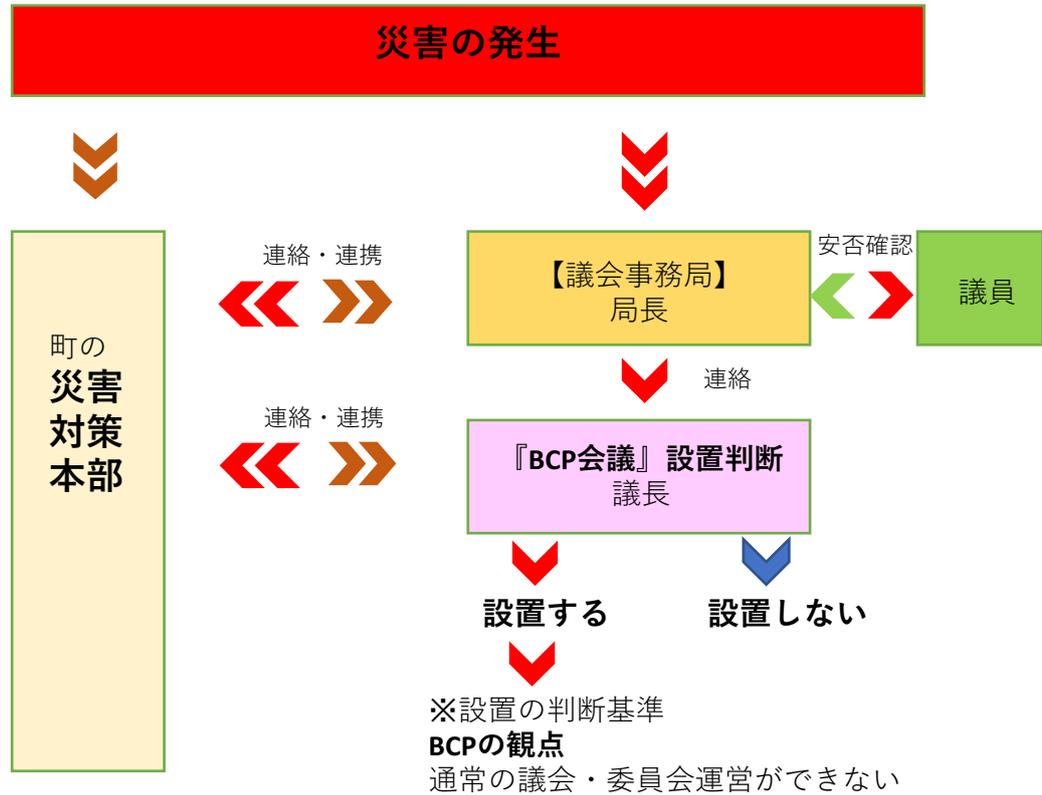
### 5-2) 閉会中



## 6. 議会BCP会議の設置

～通常議会及び全員協議会、委員会が開催できない場合

### 6-1) 議会BCP会議の判断



## 6. 議会BCP会議の設置

～通常議会及び全員協議会、委員会が開催できない場合

### 6-2) 安否確認

#### (1) グループLINE・電話 で安否確認

##### ① 事務局から安否確認の返信を要求

・確認項目を「南関町議会議員・安否確認票」から緊急確認必要項目を要求

##### ② 返信がない議員への対応

・個人携帯番号への確認

・固定電話番号への確認

・家族連絡先が分かっている場合には確認電話

(※ 本人確認ができない場合に備えて、第二確認連絡先、第三確認連絡先を議会事務局へ登録しておく)

・住居地域住民へ電話連絡し確認してもらう

#### (2) 「南関町議会議員・安否確認票」にて詳細状況を確認

返信方法の選択肢を多くしておく

①FAX

②メール

③LINE

④googleフォーム(アンケート方式)

## 6. 議会BCP会議の設置

～通常議会及び全員協議会、委員会が開催できない場合

### 6-3) 議会BCP会議の開催設定

開催可能な定数の1/2以上が参加できる日時と場所を確認し設定する  
※オンライン併催も含んで1/2以上が参加可能か確認

### 6-4) 議会BCP会議の運営

『議会BCP会議』の運営は、次の要領で行う  
(全員協議会の運営に沿う)

- ・開催場所：庁舎の被災状況により、定める場所
  - ・司会：副議長
  - ・議事進行：議長
  - ・報告事項：・議員と議会局職員の安否情報等
  - ・議場及び委員会室等の被害状況報告
    - ・町の災害対策本部等における災害情報
  - ・協議事項：開催可能な定数の1/2以上が参加できる日時と場所を確認し設定する
- ※全員協議会及び委員会は、オンライン併催も含んで1/2以上が参加可能か確認

## 7. 業務継続体制の方法変更基準

～場所等は問題ないが、運営内容を変更する場合

※新型コロナウイルス感染症等のリスクレベルに合わせて対応する場合。ただし、感染症の類型変更により、リスクレベル等が変更された場合は見直しをする。

### 7-1. 感染症等で県リスクレベル対応

感染症等においては、『熊本県リスクレベル』が設定された場合、レベル毎に対応内容を設定しておき、準じた開催を行う。内容の設定および確認は、『議会運営委員会』で行う。

## 7. 業務継続体制の方法変更基準

～場所等は問題ないが、運営内容を変更する場合

※新型コロナウイルス感染症等のリスクレベルに合わせて対応する場合。ただし、感染症の類型変更により、リスクレベル等が変更された場合は見直しをする。

### 7-1-1) 議会

新型コロナウイルス感染症対応（2023年1月時点）の場合

	県レベル1	県レベル2	県レベル3	県レベル4
病床基準	-	15% (126人)	40% (336人)	80% (673人)
新規感染者基準	1人(17人)	10人(170人)	50人(869人)	-
(南関町換算)			<b>【まん延防止措置】</b>	<b>【緊急事態措置】</b>
会議の開催	開催する (ただし、半数の出席ができないときは延会)	←同左	←同左	←同左
議場の対策	・マスク着用	・マスク着用 ・飛散防止パーテーション	←同左	←同左
議員・局職員の出席	※議員・局職員が感染⇒欠席 同居家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※同居家族が濃厚接触者になり 議員がPCR検査 検査結果未確定⇒自宅待機 家族が陰性⇒出席 家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※議長と副議長が共に感染欠席⇒出席 議員の中で年長の議員が臨時議長	←同左	←同左	←同左
	※局職員が感染欠席⇒2名以上確保できるように執行部へ依頼	←同左	←同左	←同左
執行部の出席	全員	←同左	町長・副町長・教育 長 + 議案説明、質 問への答弁がある説 明員のみ	←同左
傍聴	感染症対策をとった上で、傍聴を行えるようにする	←同左	←同左	可能な限り、オン ラインでの傍聴を 願います
一般質問	通常通り(90分)	←同左	←同左	30分制限 書類での質問およ び答弁

## 7. 業務継続体制の方法変更基準

～場所等は問題ないが、運営内容を変更する場合

※新型コロナウイルス感染症等のリスクレベルに合わせて対応する場合。ただし、感染症の類型変更により、リスクレベル等が変更された場合は見直しをする。

### 7-1-2) 全員協議会

新型コロナウイルス感染症対応（2023年1月時点）の場合

	県レベル1	県レベル2	県レベル3	県レベル4
病床基準	-	15% (126人)	40% (336人)	80% (673人)
新規感染者基準 (南関町換算)	1人(17人)	10人(170人)	50人(869人)	-
			<b>【まん延防止措置】</b>	<b>【緊急事態措置】</b>
会議の開催	議長が開催する (ただし半数の出席ができない時は延会)	←同左	←同左	←同左
オンライン会議 ※条例変更必要	濃厚接触者および感染者本人から参加申し込みがあれば、リアルとの併催とする	←同左	←同左	議長判断で、全員オンライン会議とすることも可 ←同左
議員・局職員の出席	※議員・局職員が感染⇒欠席 同居家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※同居家族が濃厚接触者になり議員がPCR検査 検査結果未確定⇒自宅待機 家族が陰性⇒出席 家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※議長と副議長が共に感染欠席⇒出席議員の中で年長の議員が臨時議長	←同左	←同左	←同左
	※局職員が感染欠席⇒2名以上確保できるように執行部へ依頼	←同左	←同左	←同左
執行部の出席	通常通り	←同左	←同左	説明者を各課1名 ←同左
議場の対策	議員控室 ・マスク着用	・マスク着用 ・飛散防止パーテーション	←同左	←同左
傍聴	感染症対策をとった上で、傍聴を行えるようにする。 (オンラインでの傍聴はどうする?)	←同左	←同左	傍聴の自粛をお願いする ←同左

## 7. 業務継続体制の方法変更基準

～場所等は問題ないが、運営内容を変更する場合

※新型コロナウイルス感染症等のリスクレベルに合わせて対応する場合。ただし、感染症の類型変更により、リスクレベル等が変更された場合は見直しをする。

### 7-1-3) 委員会

新型コロナウイルス感染症対応（2023年1月時点）の場合

	県レベル1	県レベル2	県レベル3	県レベル4
病床基準	-	15% (126人)	40% (336人)	80% (673人)
新規感染者基準 (南関町換算)	1人(17人)	10人(170人)	50人(869人)	-
			<b>【まん延防止措置】</b>	<b>【緊急事態措置】</b>
会議の開催	委員長が開催する (ただし半数の出席ができない時は延会)	同左	同左	同左
オンライン会議 ※条例変更必要	濃厚接触者および感染者本人から参加申し込みがあれば、リアルとの併催とする	←同左	←同左	委員長判断で、全員オンライン会議とすることも可 ←同左
議員・局職員の出席	※議員・局職員が感染⇒欠席 同居家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※同居家族が濃厚接触者になり議員がPCR検査 検査結果未確定⇒自宅待機 家族が陰性⇒出席 家族が陽性⇒欠席	←同左	←同左	←同左
	※委員長と副委員長が共に感染欠席⇒出席議員の中で年長の議員が臨時委員長	←同左	←同左	←同左
	※局職員が感染欠席⇒1名以上確保できるように執行部へ依頼	←同左	←同左	←同左
執行部の出席	通常通り	←同左	←同左	説明者を各課1名 ←同左
議場の対策	議員控室 ・マスク着用	・マスク着用 ・飛散防止パーテーション	←同左	←同左
傍聴	感染症対策をとった上で、傍聴を行えるようにする。 (オンラインでの傍聴はどうする?)	←同左	←同左	傍聴の自粛をお願いする ←同左

## 南関町議会議員・安否確認票

議員氏名		議員住所	南関町
------	--	------	-----

確認提出者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 確認者名 ( )		
確認日時	月 日 ( )	時 分	

参集の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	参集可能な時期	<input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> ( )
オンライン参加の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	参集可能な時期	<input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> ( )

安否確認	議員本人	被災	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 重体 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 軽傷 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 無
	家族	被災	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 無
所在地	<input type="checkbox"/> 町内	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外(場所: )	
	<input type="checkbox"/> 町外	場所:	
住居の状況	被害	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	
		<input type="checkbox"/> その他( )	
連絡先	議員と連絡とれない場合	<input type="checkbox"/> 連絡手段・番号( )	
		<input type="checkbox"/> 連絡とれる人の名前、続柄( )	
地域の被害状況			
その他			

送付先: 南関町議会事務局 FAX:0968-53-2351 メール: [gikai@town.nankan.lg.jp](mailto:gikai@town.nankan.lg.jp)  
TEL: 0968-57-8508

